

2 必要書類と提出先の確認

書類によって提出先が異なることに注意してください。

※奨学金の申請時に提出した一部を除く書類は返却しませんのでご留意ください。

必要書類		概要・備考	提出先
1	【全員】 「確認書兼個人情報取り扱いに関する同意書」	機構の諸規程を確認のうえ遵守することを約束する書類	
2	【該当者のみ】 「在留資格及び在留期間が明記されている証明書」	<p>申込者本人（あなた）が外国籍の場合、受給可能な在留資格であることを示す書類（8～9ページ参照）</p> <p>（いずれか1点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留カード（コピー） ・特別永住者証明書（コピー） ・住民票の写し（原本） <p>等、在留資格・在留期間（※1）（※2）が明記されているもの</p> <p>「家族滞在」の場合のみ上記に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入国記録の写し（原本）（※3） <p>※1「法定特別永住者」及び「永住者」については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。</p> <p>※2申込日時点で在留期限が経過している場合は上記書類に加え、延長申請中の書類（コピー）を在学に提出してください。</p> <p>※3ここでいう出入国記録とは、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する出入国在留管理庁の記録です。</p>	
3	【該当者のみ】 「施設等在籍証明書」（施設長発行） 「児童（里親）委託証明書」（児童相談所発行） 「措置解除決定通知書」（児童相談所発行）等（コピー可）	<p>あなたが社会的養護を必要とする人（満18歳となる前日に（奨学金申込時点で18歳になっていない人の場合は、奨学金申込時点で）児童養護施設等（※1）に入所して（養育されてまたは一時保護されて）いた人（※2））であることがわかる日付が記載された証明書類</p> <p>※1 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親</p> <p>※2 高等学校等を卒業することにより満18歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所の措置を解除された人、満18歳となる日以降に入所する（養育・一時保護される）こととなった人も含む</p> <p>※機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」（原本）でも可</p>	在学している学校
4	【該当者のみ】 マイナンバーを提出できない申込者本人（あなた） ・生計維持者の「課税証明書」及び「マイナンバーに代わる提出書類」（本人記入の様式、機構ホームページ掲載）	申込者本人（あなた）・生計維持者が事情によりマイナンバーを提出できない場合	
5	【該当者のみ】 生計維持者の「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」（様式は機構ホームページ掲載）	<p>生計維持者が海外に居住し、2023年度（2022年1月1日～12月31日）の住民税が課税されていない（2023年1月1日時点で国内に居住していない）場合</p> <p>※二次採用（秋）では2024年度（2023年1月1日～12月31日）の住民税が課税されていない（2024年1月1日時点で国内に居住していない）場合</p>	
6-1	【全員】 マイナンバー関係書類	マイナンバー提出書	機構 （注）専用の封筒で、郵便局の窓口から簡易書留により直接郵送
6-2		番号確認書類	
6-3		身元確認書類	
7	スカラネット入力下書き用紙		あなた台在学している学校
8	（機関保証の場合） 本人以外の連絡先の届出事項の記載があるメモ等	22ページ 11 [「機関保証制度」]（1）、 「スカラネット入力下書き用紙」10ページ「2.本人以外の連絡先について」参照	
9-1	（人的保証の場合） 市区町村で発行された連帯保証人の「印鑑登録証明書」		
9-2	（人的保証の場合） 連帯保証人の「収入に関する証明書類」		
9-3	（人的保証の場合） 市区町村で発行された保証人の「印鑑登録証明書」	24ページ 11 [「人的保証制度」]（4）参照	在学している学校
9-4	（人的保証の場合で例外に該当する人を選任する場合） 選任する人の「資産等に関する証明書類」		
10	【緊急採用・応急採用申請者のみ】 「貸与奨学金（緊急採用・応急採用）証明書類提出書」、「家計急変事由の証明書類」、「収入に関する証明書類」	46ページ 2 （2）「緊急採用・応急採用の申込みに必要な書類」参照	